

#### 静岡県選挙管理委員会告示第 44 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支について、静岡県自動車整備政治連盟から平成 30 年分の収支の報告に係る訂正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和 2 年 8 月 28 日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健 二

令和元年 11 月 27 日静岡県選挙管理委員会告示第 27 号別冊 142 ページ（左）14 行目

静岡県自動車整備政治連盟の報告中、

「1 収入総額	4,404,973」を
「1 収入総額	4,404,983」に訂正し、
「本年收入額	2,600,200」を
「本年收入額	2,600,210」に訂正し、
「3 本年收入の内訳」のうち	
「政治団体分	139,000」の次に、
「その他の収入	10
一件十万円未満のもの	10」を追加する。